

## 長野市ケア会議 議題提起

個別ケア会議から抽出された地域課題  
 「身寄りのない高齢者が身元保証人等不在で介護保険施設等への入所を断られる問題について」

## 1. 「提供拒否の禁止」に関する法的整理

(長野県社会福祉士会福祉活動委員会/東信支部合同学習会 2018.12.1 資料より引用)

<p>医師法（昭和23年法律201号）          第19条 診療に従事する医師は、診療治療の請求があった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。※1</p>
<p>指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第39号）          （提供拒否の禁止）          第4条の2 指定介護老人福祉施設は、正当な理由なく指定介護老人福祉施設サービスの提供を拒んではならない。</p>
<p>介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第40号）          （提供拒否の禁止）          第5条の2 指定介護保険施設は、正当な理由なく指定介護保険施設サービスの提供を拒んではならない。</p>
<p>地域密着型サービス事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）          （提供拒否の「禁止」）          第3条の8 指定定期巡回・随時対応型訪問看護事業者は、正当な理由なく指定定期巡回・随時巡回対応型訪問介護の提供を拒んではならない。※認知症対応型共同生活介護などの他の地域密着型サービス事業は、当該規定を準用している。</p>

※1 厚生省健康政策局「医療法・医師法8 歯科医師法」解 第16版 430頁によると、この場合の「正当な事由がある場合」とは、医師の病気により診療が不可能な場合等社会通念上妥当と認められる場合に限られると解されており身元保証人等がないことは正当な理由に該当しないと考えられる。

※2 平成28年3月7日全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議における配布資料であった厚生労働省発出の通知によれば、「入院・入所希望者に身元保証人等がないことはサービスの提供を拒否する正当な理由には該当しない」とされている。

## 2. 課題と背景・現状

・長野市ではR3年10月1日に「おひとりさま」あんしんサポート相談室を開設。相談室では、身元保証人となる親族がいない高齢者等の相談に対応し、主に、任意後見制度による、意思決定支援を行っている。しかし、急な入院等により任意後見を結ぶことが困難となり、入院や入所の身元保証人がいないという相談事例が少なくない。

・経済的に任意後見制度を利用できない高齢者もいる。

・地域包括支援センターが実施した個別ケア会議では認知機能の低下や生活保護受給中のため「おひとりさま」あんしんサポートによる支援では困難な身寄りのないケースの入所に関する検討が令和3年度：3件、令和4年度：1件あり（実数）。

・今後、高齢者の増加や社会構造の変化に伴い、身寄りのない人の増加が見込まれる。

・身寄りのない高齢者の入院・施設入所に関して、任意後見制度以外の方法による支援の仕組みが必要。

## 3. 課題解決に向けた取り組み（方針）

市（政策）

地域の支援関係機関と連携し、それぞれの関係機関で実現可能な方法について調査・研究し、共通の指針を策定したい。

## 4. 参考

「おひとりさま」あんしんサポート事業の概要

意思決定が可能な身寄りのない高齢者等の、住宅入居、入院、施設入所等の際の身元保証及び日常の財産管理、葬儀、相続、財産の処分等、死後の事務といった様々な不安・困りごとの相談を受け、任意後見制度利用促進・ACP（人生会議）支援や地域の支援者・他機関との連携等の支援を行う。

運営主体：社会福祉法人 長野市社会福祉協議会

窓口設置：「おひとりさま」あんしんサポート相談室

長野市成年後見センターに併設（ふれあい福祉センター内）

月～金（祝日を除く）午前8時30分～午後5時15分

実施体制：統括相談支援員（有資格者）1名、相談支援員（嘱託職員）1名

実績：令和3年度：508件令和4年度：約1100件（令和5年1月現在）